

1 委託業務名

令和7年度木質バイオマス循環利用普及促進事業業務委託

2 業務の目的

本県の豊富な森林資源から生産される木質バイオマスを県内で循環利用し林業をはじめ地域経済の活性化につなげていくため、木質バイオマスストーブの強みである「暖かさ」等のメリットを実際に感じてもらう機会を創出することで、新規ユーザーの確保に繋げ、木質バイオマスの利用を促進することを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和8年2月25日（水）まで

4 費用の上限額

本業務の費用の上限額は1,437千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

5 業務の概要

木質バイオマス普及啓発イベント開催に向けた企画、関係者との調整、事前の周知、当日の運営、意識アンケートの実施及び木質バイオマス紹介パンフレットの再編集、印刷に係る全般の業務を委託し、経費はすべて委託料に含めるものとする。

(1) 開催日程

令和7年（2025年）10月11日（土）及び12日（日）の2日間
※10月9日（木）及び10日（金）会場準備、13日（月）後片付け

(2) 会場

長野市真島総合スポーツアリーナ「ホワイトリング」屋外

(3) 内容

- ア 木質バイオマス普及啓発イベントの開催
- イ 木質バイオマス紹介パンフレットの再編集及び印刷

(4) 同日時・施設での連携イベント（予定）

- ア 信州住宅フェア 2025
（主催：信州住宅フェア 2025 実行委員会 事務局：長野県建設部建築住宅課
受託者：株式会社ながのアド・ビューロ）
※メインアリーナのイ以外の部分他
- イ 令和7年度第37回住生活月間中央イベント「住まいフェス in 長野」
（主催：住生活月間中央イベント実行委員会 共催：国土交通省）
※メインアリーナのうち約600㎡程度を展示のために使用する予定。
- ウ しあわせバイ信州「県産品フェア」
（主催：長野県産業労働部 受託者：株式会社ながのアド・ビューロ）
※サブアリーナのうち約1,100㎡を使用する予定。

6 業務内容

- (1) 木質バイオマス普及啓発イベントの開催に向けた企画・調整・出展者募集等業務
 - ア イベント実施スケジュールの提案及び打ち合わせの実施
 - イ 木質バイオマスストーブの新規ユーザーの確保に繋がるような企画立案・調整

- ウ イベントの出展者の募集・調整
- (2) 木質バイオマス普及啓発イベントの開催・運営
 - イベントの当日の運營業務全般
- (3) 木質バイオマス普及啓発イベントの実行計画書および当日進行に関わる資料の作成
 - ア 実行計画書
 - ・開催概要
 - ・運営体制
 - ・プログラム
 - イ 当日のタイムスケジュールおよび各スタッフの役割分担表
- (4) 木質バイオマス普及啓発イベントの事前周知
 - イベント開催の周知
- (5) 木質バイオマス普及啓発イベントの意識アンケートの実施
 - イベント来場者に対する意識アンケートの実施、集計及び分析
- (6) 木質バイオマス紹介パンフレットの再編集及び印刷
 - 令和元年度に作成した、木質バイオマス利用の意義や各種ストーブの特長等を紹介したパンフレットの再編集及び印刷

7 提案内容

- (1) 令和7年10月11日（土）及び12日（日）に開催予定の木質バイオマス普及啓発イベントの企画
 - 木質バイオマスストーブの新規ユーザーの確保に繋がるような企画の内容、実施方法、円滑なイベント開催を行うための工夫
- (2) 同日開催イベント（信州住宅フェア2025等）との連携
 - 同日開催イベントとの連携を想定した、円滑なイベント開催を行うための工夫
- (3) 木質バイオマス普及啓発イベントの事前周知
 - 県内に広くイベントの開催を周知するための工夫
- (4) 木質バイオマス紹介パンフレットの再編集
 - 木質バイオマスストーブの新規ユーザーの確保に繋がる効果的な編集、工夫

8 留意事項

- (1) 内容の検討にあたっては、イベントの趣旨を十分に勘案し、最適な計画を立てること。
- (2) イベントの企画については、委託者との協議により決定することとし、提案内容がすべて採用にならない場合があることを承知すること。
- (3) イベントの実施にあたっては、5（4）の同日開催イベントと調整を図り、全体の統一的な来場者対応、安全管理及び導線確保を行うこと。
- (4) イベント出展者の出展料については、徴しないこととすること。
- (5) 電気等の会場使用料は、委託料に含めるものとする。
- (6) イベント会場の規模は約100㎡とすること。
- (7) パンフレットの再編集及び印刷は、イベントまでに行うものとする。

9 成果物

業務	成果品
(1) 木質バイオマス普及啓発イベントの企画・実施	・ 報告書（製本1部・電子媒体（CD-R等）1セット）
(2) 木質バイオマス紹介パンフレットの再編集及び印刷	・ 紙媒体：1,000部、A4変形：12ページ程度、フルカラー、グリーン購入法に適合する用紙を使用すること ※印刷物の仕様の変更が必要な場合は協議すること ・ 印刷原稿データが保存された電子媒体（CD-R等）

10 計画及び報告

本業務の着手に先立ち、業務工程表を提出するとともに、業務遂行を県の求めにより報告しなければならない。

11 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行における成果物（印刷物等）の所有権は全て長野県に帰属するものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないように留意すること。

13 臨機の措置

- (1) 受託者は、木質バイオマス普及啓発イベント実施にあたり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) イベントの開催、延期及び中止の判断については委託者と協議の上決定すること
- (3) ①イベントの中止が受託者の都合に起因する場合は、イベントの中止までに要した費用は、全額受託者の負担とし、業務委託料から減額する。
②イベントの中止が不可抗力（自然災害等）、感染症拡大防止に起因する場合は、中止したイベントに係る経費の内、中止によって不要となった経費については、委託者と受託者が協議の上、金額を決定する。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、その委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

14 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。